

茅ヶ崎都市計画事業寒川駅北口地区土地区画整理事業施行条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第12号

茅ヶ崎都市計画事業寒川駅北口地区土地区画整理事業施行条例施行規則
を廃止する規則

茅ヶ崎都市計画事業寒川駅北口地区土地区画整理事業施行条例施行規則（平成4年
寒川町規則第2号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。